

「認定こども園」について

認定こども園については、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」として昨年度からモデル事業が実施されているところであり、総合施設モデル事業評価委員会は、平成18年3月31日に最終まとめをしました。このことについては、かねてより保育通信（5月号）に掲載されているところです。

今月の国会において、この法案が成立し、国からの実施ガイドラインが示され、本年10月1日施行に向けて、各都道府県知事が、条例で認定基準を制定することになります。

現在、その詳細についてわからず、モデル事業の状況についても表面に出てきていない状況です。今月末の全国担当課長会議に於いて、国の示すガイドラインが出てくるのではなかろうかと思えます。これにより、各都道府県において条例として制定するための作業が始まります。

島根県においては、総務部総務課、教育委員会義務教育課、青少年家庭課の3課が合同してあたり、認定こども園の認定窓口は、一部を除き青少年家庭課となっています。10月の施行にあわせ、認定基準の条例制定作業が始まりますが、おそらく9月議会において決議される見込です。

実際、5月にはアンケート調査が実施されており、この条例案提出までに、県も関係機関との意見調整をする予定です。

したがって、現場の意見を反映していただくように、私保連並びに保育三団体で意見を取りまとめ、集約したいと思います。加盟園の皆様には、お忙しいこととは存じますが、認定こども園について至急ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

「認定こども園」についての意見・要望